



2017年4月10日

各 位

会 社 名 J. フロント リテイリング株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山本良一
(コード 3086 東証、名証第一部)
問合せ先責任者 執行役員 経営戦略統括部
コーポレートガバナンス推進部長 牧田 隆行
(TEL 03 - 6895 - 0178)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年5月25日開催予定の第10期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2016年10月4日付プレスリリース「指名委員会等設置会社への移行について」にて開示しておりますとおり、監督と執行の分離による経営監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化及び機動的な経営の推進、並びに経営の透明性・客観性の向上等をはかるため、指名委員会等設置会社へ移行いたします。これに伴い、各委員会及び執行役に係る規定の追加、監査役及び監査役会に係る規定の削除を行うほか、取締役員数の変更を行います。なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内で免除できる旨の規定（定款変更案第37条）については、各監査役の同意を得ております。
- (2) 当社は、「コーポレートガバナンス方針書」において、いわゆる実質株主の皆様から株主としての権利行使について事前申出があった場合は、名義株主である信託銀行及び当社株主名簿管理人等の関係者と協議の上、株主としての権利を行使していただけるよう対応を講じる旨定めております。この方針に従い、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家が株主総会に出席してその議決権を代理行使することができるとする旨を現行定款第18条に新設いたします。
- (3) その他、相談役に係る規定の削除を行うとともに、上記の変更に伴う条数の調整及び所要の変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2017年5月25日
定款変更の効力発生日（予定）	2017年5月25日

以 上

【別紙】

(下線部分_____は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>第 12 条～第 13 条 (省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、<u>議長</u>となる。</p> <p>取締役<u>社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、<u>議長</u>となる。</p> <p>第 15 条～第 17 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 14 条 株主総会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集する。当該<u>取締役に事故があるとき</u>、または当該<u>取締役が欠けたときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</p> <p><u>株主総会の議長は、執行役社長とする。</u></p> <p><u>執行役社長に事故があるとき</u>、または<u>執行役社長が欠けたときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、<u>他の取締役または執行役がこれにあたる。</u></p> <p>第 15 条～第 17 条 (現行どおり)</p>

<p>(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>(新設)</u></p> <p><u>ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当会社の取締役は、<u>12</u> 名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 21 条 (省略)</p> <p><u>(代表取締役)</u> 第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>(役付取締役)</u> 第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名を定めることができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程に定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。</u></p> <p>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(取締役の員数) 第 19 条 当会社の取締役は、<u>15</u> 名以内とする。</p> <p>第 20 条～第 21 条 (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(取締役会議長および招集権者)</u> 第 22 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会議長を 1 名選定する。</u> <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会議長がこれを招集する。</u> <u>取締役会議長に事故があるとき、または取締役会議長が欠けたときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
---	--

<p>(取締役会の招集) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程) 第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p><u>(相談役)</u> 第 27 条 <u>取締役会の決議をもって、相談役を置くことができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 29 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の数)</u> 第 30 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 27 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役、<u>執行役</u>または支配人その他の使用人であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>
---	--

<p><u>(監査役の選任方法)</u> <u>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(監査役の任期)</u> <u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第 37 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

約に基づく責任の限度額は、1,200 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(新設)

第 5 章 委 員 会

(新設)

(委員の員数)

第 28 条 各委員会は、3 名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。

(新設)

(委員の選定方法)

第 29 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。ただし、監査委員会の委員は、当社または当社子会社の執行役、業務執行取締役、会計参与もしくは支配人その他の使用人を兼務しないものとする。

各委員会の委員長は、取締役会の決議によって選定する。

(新設)

(委員会規程)

第 30 条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、各委員会で定める各委員会規程による。

(新設)

第 6 章 執 行 役

(新設)

(執行役の員数)

第 31 条 当会社の執行役は、20 名以内とする。

(新設)

(執行役の選任方法)

第 32 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(新設)

(執行役の任期)

第 33 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

増員または補欠として選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時

	<p><u>までとする。</u></p> <p><u>(代表執行役)</u> <u>第 34 条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。</u></p> <p><u>(役付執行役)</u> <u>第 35 条 取締役会は、その決議によって執行役社長 1 名、執行役副社長、執行役専務および執行役常務を各若干名定めることができる。</u></p> <p><u>(執行役規程)</u> <u>第 36 条 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めのあるもののほか、取締役会で定める執行役規程による。</u></p> <p><u>(執行役の責任免除)</u> <u>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
<u>(新設)</u>	
第 6 章 計 算	第 7 章 (現行どおり)
第 38 条～第 41 条 (省略)	第 38 条～第 41 条 (現行どおり)
<u>(新設)</u>	附 則
<u>(新設)</u>	<p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる第 10 期定時株主総会の終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>(相談役に関する経過措置)</u> <u>第 2 条 第 10 期定時株主総会決議による変更前第 27 条（相談役）の規定は、現任の相談役についてはその終任時まで、その効力を有するものとする。</u></p>
<u>(新設)</u>	

以 上